

「伊丹市ボートレース事業局財務・税務アドバイザー業務」仕様書

1 主記

この仕様書は、業務委託契約書（以下「契約書」という。）に基づき、財務・税務アドバイザー業務（以下「業務」という。）を委託するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の内容

業務の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 令和4年度決算に係る確認、指導及び助言
 - ア 決算調製及び決算書等の確認
 - イ 監査資料の確認
- (2) 消費税の納税計算及び確定申告等に係る確認、指導及び助言
 - ア 課税区分の設定の適否判断
 - イ 消費税申告書（案）の作成
- (3) 令和6年度予算編成に係る確認、指導及び助言
 - ア 予算書等の確認
- (4) 会計税務相談その他会計処理に係る随時相談
- (5) 国税当局等からの調査に係る対応方針の指導及び助言

3 業務の対象

前項に掲げる業務は、伊丹市ボートレース事業局が所管するモーターボート競走事業会計を対象とする。なお、当該会計は地方公営企業法を適用しており、消費税及び地方消費税の課税事業者である。

4 業務の実施体制

受託者は、次に掲げるとおり業務の遂行に必要な実施体制を備えることとする。

- (1) 資格
業務の内容に税理士法第2条に規定する税理士業務を含むため、同法第52条により、受託者は税理士又は税理士法人でなければならない。
- (2) 技能
受託者は、地方公営企業会計に関連する法令その他の制度、慣習等に十分な理解があり、かつ、効果的な指導及び助言等の対応ができなければならない。

5 業務の実施方法

受託者は、委託者との協議により、かつ、契約書及び本仕様書に基づき、業務を実施しなければならない。

- (1) 業務の実施日時は、原則として土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時45分から午後5時30分までの間とし、委託者と受託者の間で協議して定める。
- (2) 業務は、受託者の事務所において実施するほか、必要に応じて委託者の事務所への訪問、電話、ファックス又は電子メール等により実施する。

6 仕様書の変更

委託者は、業務を実施するに当たり必要があると認めるときは、受託者と協議のうえ、仕様書の内容を変更することができる。

7 費用の負担区分

(1) 委託者は、委託者の事務所において業務を実施するに当たり使用する通信運搬費及び光熱水費を負担する。

(2) 前号に定めるもののほか、業務の実施に必要な費用は、すべて受託者が負担する。

8 業務実施上の義務受託者は、業務を実施するに当たり、契約書及び本仕様書に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 委託者が提供するデータ類を委託者が指示した用途以外に使用し、又は第三者に提供しないこと。

(2) 委託者が管理しているデータ類の全部又は一部を委託者の許可なく複製し、又は複製しないこと。

(3) 委託の本旨に従い、善良なる管理者の注意義務をもって業務を実施すること。

9 調査等

委託者が契約書第8条の規定による調査等を実施するときは、受託者は、これに協力しなければならない。

10 法令遵守義務

受託者は、労働基準法その他の労働関係法令、労働保険関係法令、社会保険関係法令その他業務の従事者に関する法令を遵守するとともに、これら諸法規の適用運用は、受託者の負担と責任により行わなければならない。

11 業務の報告等

受託者は、業務を実施するに当たっては、次に掲げる書類をその定める日までに委託者に提出しなければならない。

(1) 委託者が送付した決算書又は予算書に対する疑義及び助言等を示したものと並びに随時の質問等に対する回答送付後3日以内(ただし、調査等に時間を要するものについては、委託者と協議の上期限を定めること。)

(2) 各月の質問及び回答の一覧表 実施月の翌月10日まで

(3) 委託期間内の業務の実施結果を総括した報告書委託期間満了の日

12 契約期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

13 支払条件

業務完了後、適法な請求を受けた日から30日以内に一括払又は毎月払い

14 その他

本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者の間で協議のうえ処理する。

以 上